

井原市総合事業通所介護実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市総合事業通所介護の実施について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、省令及び基準の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業通所介護 省令第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の5に規定する指定事業者のうち、市長が別に定める基準により、総合事業通所介護を適切に提供できる事業所として指定した事業者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる事業の費用に係る対価をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (5) 地域包括支援センター等 法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託により介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を実施する居宅介護支援事業者をいう。
- (6) ケアプラン 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントにおいて作成される計画をいう。
- (7) 事業対象者 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。
- (8) 通所型サービス費 指定事業者が、総合事業通所介護のうち、事業対象者、要支援1認定者及び要支援2認定者に提供した月単位のサービス単位をいう。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定事業者は、総合事業通所介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定事業者は、法人でなければならない。

(基本方針)

第4条 総合事業通所介護は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持又は回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(事業内容)

第5条 総合事業通所介護の事業内容は、次に掲げるもののうち、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、市長が必要と認めるものとする。

(1) 日常生活上の支援

- ア 入浴、排せつ、食事等の介助
- イ 生活等に関する相談及び助言
- ウ 健康状態の確認
- エ その他市長が必要と認める日常生活上の支援

(2) 機能訓練

- ア 生活機能向上グループ活動サービス
- イ 運動器の機能向上に資する機能訓練
- ウ 栄養改善に資する食事相談等
- エ 口腔機能向上に資する機能訓練

(利用回数)

第6条 総合事業通所介護の利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を目安とし、地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

- (1) 事業対象者 1週につき1回
- (2) 要支援1認定者 1週につき1回程度
- (3) 要支援2認定者 1週につき2回程度

(費用の額)

第7条 総合事業通所介護に要する費用（以下「サービス事業費」という。）の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める方法により算出した単価に、別表左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

- 2 前項のサービス事業費の算定に当たっては、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）の例によるものとする。

(従業者の員数)

第8条 指定事業者が総合事業通所介護を行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 生活相談員 総合事業通所介護の提供日ごとに、総合事業通所介護を提供している時間帯に

生活相談員（専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該総合事業通所介護を提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 総合事業通所介護の単位（総合事業通所介護の提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 総合事業通所介護の単位ごとに、当該総合事業通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が、利用者（当該指定事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における総合事業通所介護又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第22条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 前項の規定にかかわらず、サービス事業所の利用定員（当該サービス事業所において同時に総合事業通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、看護職員及び介護職員の員数を、総合事業通所介護の単位ごとに、当該総合事業通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定事業者は、総合事業通所介護の単位ごとに、第1項第3号に規定する介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第5項において同じ。）を、常時1人以上当該総合事業通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がないときは、他の総合事業通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 第1項第1号に規定する生活相談員又は同項第3号に規定する介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- 6 第1項第4号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 指定事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第9条 指定事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がないと市長が認めるときは、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第10条 指定事業者は、サービス事業所に食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び総合事業通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該総合事業通所介護の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する総合事業通所介護の提供に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

4 前項ただし書に該当するとき（指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に総合事業通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定事業者は、総合事業通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族（以下「利用申込者等」という。）に対し、第29条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した

文書を交付して説明を行い、当該総合事業通所介護の提供の開始について利用申込者等の同意を得なければならない。

- 2 指定事業者は、利用申込者等から申出があったときは、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（利用申込者等が電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をするときは、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者等がファイルへ記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルの記録方式

- 5 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者等から文書又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項の電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者等に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行ってはならない。ただし、当該利用申込者等が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定事業者は、正当な理由なく総合事業通所介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 指定事業者は、当該サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該サービス事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサ

ービスを提供することが困難であると認めるときは、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 指定事業者は、総合事業通所介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の認定（以下「要支援認定等」という。）の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、総合事業通所介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の手続に係る援助)

第15条 指定事業者は、総合事業通所介護の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに要支援認定等の手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントが行われていない場合であっても、必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する遅くとも30日前には要支援認定の更新手続がされるように、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第17条 指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、総合事業通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報を提供するとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第18条 指定事業者は、当該利用者に対してケアプランが作成されているときは、当該ケアプランに沿った総合事業通所介護を提供しなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

第19条 指定事業者は、利用者がケアプランの変更を希望するときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定事業者は、総合事業通所介護を提供したときは、当該総合事業通所介護の提供日及び内容、当該総合事業通所介護について支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定事業者は、総合事業通所介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる総合事業通所介護を提供した際は、当該利用者から利用料の一部として、当該総合事業通所介護に係る第1号事業支給費基準額(法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額(その額が現に当該総合事業通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該総合事業通所介護に要した額とする。))をいう。以下同じ。)から当該指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない総合事業通所介護を提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と、総合事業通所介護に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合事業通所介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第2号に掲げる費用の額については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。

- 5 指定事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対して、当該サービス内容及び費用の説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(基本取扱方針)

第22条 総合事業通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供する総合事業通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定事業者は、単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものでなく、これらの心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法による総合事業通所介護の提供に努めなければならない。

- 5 指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が第5条に規定する事業に主体的に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第23条 総合事業通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業通所介護の提供に当たり、サービス事業所の管理者は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス事業所の管理者は、利用者の前号の規定により把握した日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、総合事業通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画（以下「通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、当該利用者に対して既にケアプランが作成されているときは、当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者等の同意を得なければならない。
- (5) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成したときは、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 総合事業通所介護の提供に当たり、サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 総合事業通所介護の提供に当たり、サービス事業所の管理者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対してサービスの提供方法について理解しやすい説明を行わなければならない。
- (8) 総合事業通所介護の提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 総合事業通所介護の提供に当たり、サービス事業所の管理者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供を開始した後、少なくとも1月に1回、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態及び当該利用者に対するサービスの提供状況について、当該サービスの提供に係るケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するときまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(13) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第12号までの規定は、同項第13号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

(提供に当たっての留意点)

第24条 指定事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次の事項に留意しながら総合事業通所介護の提供を行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、地域包括支援センター等におけるアセスメントにおいて把握された課題及び総合事業通所介護の提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たり、指定事業者は、国内外の文献等において有効性が確認されている適切な方法で実施すること。
- (3) 指定事業者は、利用者が高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととし、第28条に規定する安全管理体制の確保を図ることで、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(利用者に関する市への通知)

第25条 指定事業者は、総合事業通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに総合事業通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態となったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって総合事業通所介護の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(安全管理体制の確保)

第26条 指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定し、利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めなければならない。

4 指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第27条 総合事業通所介護の従業者は、現に総合事業通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要と認められる場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第28条 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者の管理及び総合事業通所介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他のサービス内容の管理を一元的に行わなければならない。

2 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第29条 指定事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業通所介護の利用定員
- (5) 総合事業通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第30条 指定事業者は、利用者に対し適切な総合事業通所介護を提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所ごとに、当該サービス事業所の従業者によって総合事業通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定事業者は、全ての総合事業通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、適切な総合事業通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより総合事業通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する総合事業通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな

らない。

2 指定事業者は、総合事業通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第31条 指定事業者は、利用定員を超えて総合事業通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理)

第33条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、総合事業通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該サービス事業所において、総合事業通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第34条 指定事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持)

第35条 サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるときは当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定事業者は、サービス事業所について広告をするときは、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第37条 指定事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第38条 指定事業者は、提供した総合事業通所介護に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した総合事業通所介護に関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定事業者は、市からの求めがあったときは、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 6 指定事業者は、提供した総合事業通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第39条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して総合事業通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても総合事業通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した総合事業通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第40条 指定事業者は、利用者に対する総合事業通所介護の提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する総合事業通所介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

4 指定事業者は、第10条第4項の総合事業通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第40条の2 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、総合事業通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該サービス事業所において、総合事業通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第41条 指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、総合事業通所介護の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事業者は、次に掲げる利用者に対する総合事業通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス計画

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第43条 指定事業者は、総合事業通所介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に総合事業通所介護を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に総合事業通所介護を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該総合事業通所介護に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(電磁的記録等)

第44条 指定事業者及び総合事業通所介護の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第13条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及び総合事業通所介護の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）

(委任)

第45条 この要綱に定めるもののほか、総合事業通所介護の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年井原市告示第106号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業通所介護について、適用する。

附 則（令和3年井原市告示第51号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業通所介護について、適用する。

附 則（令和4年井原市告示第63号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業通所介護について、適用する。

附 則（令和4年井原市告示第135号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業通所介護について、

適用する。

附 則（令和5年井原市告示第132号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年井原市告示第47号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、この要綱による改正後の井原市総合事業通所介護実施要綱第34条第3項の規定の適用については、同項中「指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

附 則（令和6年井原市告示80号）

（施行期日）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年井原市告示104号）

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年井原市告示第102号）

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

項目	区分	単位数
1 通所型サービス費 1	事業対象者・要支援1認定者に対する週1回程度のサービス	1月につき 1,798
2 通所型サービス費 2	要支援2認定者に対する週2回程度のサービス	1月につき 3,621
3 生活機能向上グループ活動加算		1月につき 100
4 栄養改善加算		1月につき 200
5 口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき 150
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき 160
6 一体的サービス提供加算		1月につき 480
7 若年性認知症利用者受入加算		1月につき 240
8 栄養アセスメント加算		1月につき 50
9 サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)Ⅰ 事業対象者・要支援1認定者対象	1月につき 88
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)Ⅱ 要支援2認定者対象	1月につき 176
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)Ⅰ 事業対象者・要支援1認定者対象	1月につき 72
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)Ⅱ 要支援2認定者対象	1月につき 144
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)Ⅰ 事業対象者・要支援1認定者対象	1月につき 24

	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)Ⅱ 要支援2認定者対象	1月につき	48
10 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	100 (3月に1回を限度とする。)
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200
11 口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき	20 (6月ごとに1回。)
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき	5 (6月ごとに1回。)
12 科学的介護推進体制加算		1月につき	40
13 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ア		1から12までにより算定した単位数の 1,000分の111に相当する数
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		1から12までにより算定した単位数の 1,000分の120に相当する数
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ア		1から12までにより算定した単位数の 1,000分の109に相当する数
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		1から12までにより算定した単位数の 1,000分の118に相当する数
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		1から12までにより算定した単位数の 1,000分の99に相当する数

	介護職員等処遇改善 加算（Ⅳ）	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の83に相当 する数
14 介護職員等処遇 改善加算	介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）ア	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の117に相 当する数
	介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）イ	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の127に相 当する数
	介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）ア	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の115に相 当する数
	介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）イ	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の125に相 当する数
	介護職員等処遇改善 加算（Ⅲ）	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の105に相 当する数
	介護職員等処遇改善 加算（Ⅳ）	1から12までにより算 定した単位数の 1,000分の89に相当 する数

（単位数の特例等）

- (1) 1及び2について、利用者の数が利用定員を超えるときは、所定単位数に100分の70を乗じて得た数とする。
- (2) 1及び2について、看護職員又は介護職員の員数が基準に満たないときは、所定単位数に100分の70を乗じて得た数とする。
- (3) 1及び2について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- (4) 1及び2について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (5) 1及び2について、通所型サービス事業所の事業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- (6) 1及び2について、通所型サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- (7) 1及び2について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。
- (8) 1及び2について、利用者が一の通所型サービス事業所において通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。
- (9) 1及び2について、通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- ア 1の場合（1月につき） 376単位
- イ 2の場合（1月につき） 752単位
- (10) 1及び2について、利用者に対して、その居宅と通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（1を算定している場合は1月につき376単位を、2を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし（6）を算定している場合は、この限りでない。
- (11) 3について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。
- ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配

置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。) その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。

イ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(12) 4について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

(13) 5について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下、「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき5に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、5に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、5に掲げるその他の加算は算定しない。

(14) 6について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき6に掲げる単位数を加算する。ただし、4又は5に掲げる単位数を算定している場合は、算定しない。

- (15) 7について、受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期におけ

る認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (16) 8について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

- (17) 9について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき9に掲げる所定単位数を加算する。ただし、9に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、9に掲げるその他の加算は算定しない。

- (18) 10について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（Ⅰ）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、（Ⅱ）については1月につき、10に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、10に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、10に掲げるその他の加算は算定しない。

- (19) 11について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、11に掲げる区分に応じ、1回につき11に掲げる単位数を所

定単位数に加算する。ただし、１１に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、１１に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (20) １２について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。
- ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- (21) １３（Ⅰ）から（Ⅳ）までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（利用定員が１９人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１３（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げる単位数を１から１２までにより算定した単位数に加算する。ただし、１３（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、１３（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げるその他の加算は算定しない。
- (22) １４（Ⅰ）から（Ⅳ）までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（利用定員が１９人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１４（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げる単位数を１から１２までにより算定した単位数に加算する。ただし、１４（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、１４（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げるその他の加算は算定しない。
- (23) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額の管理の算定項目の対象外とする。
- (24) １から１０まで、１２及び１３の届出においては、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の井原市総合事業通所介護実施要綱により行われ、同日以後に市長に受理された届出については、この告示による改正後の井原市総合事業通所介護実施要綱の規定により行われた届出とみなす。
- (25) １から１０まで、１２及び１３の届出においては、届出を受理すべき市長が、電子情報処理組織を使用する方法による届出の受理の準備を完了するまでの間、事業者が当該市長に対して行う届出について適用しない。